

金融機関限り

～ 対外厳秘 ～

事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）及び
事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（国補助制度）
に関する照会回答事例集

令和6年3月15日制定

令和7年3月14日改正

中小企業庁 金融課

～目次～

1. 総論	1
2. 各論	12
(1) 経営者保証を不要とする要件等について	12
(2) 対象となる保証について	26
(3) 期中に係る誓約について	28
3. 制度所定様式	31
事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書	31
4. その他	33
5. 制度所定様式集	35
事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書	35

中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）等の関係法令の改正により無担保保険等の付保対象となる中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証について、当該中小企業者が一定の要件を備えている法人である場合は、経営者保証（以下「経保」という。）を求めないものとする規定等を整備したことを踏まえ、中小企業者の選択のもと、信用保証料の上乗せという経営者保証の機能を代替する手法により経保を不要とする取扱いが令和6年3月15日より可能となった。このことにより、基本的には対象となる保険について保証制度を問わず（詳細は問1-3参照）経保を不要とすることができるが、経保に依存しない融資慣行を促進するため、象徴となる全国統一制度を創設し、国が信用保証料の一部を補助することとした。

本照会回答事例集では前者の保証制度を問わない取扱いを【横断的制度】、後者の全国統一制度を【国補助制度】と表記し、各問の上にどちらに該当するものであるかを区別するため明示することとした。なお、両方に該当する問の場合は両制度を併記している。

1. 総論

【横断的制度】【国補助制度】

問1－1： 今回、代替的手法により経保を不要とする取扱いが開始となる背景は何か。

答： 個人保証は、「スタートアップの創業や経営者による思い切った事業展開を躊躇させる」、「円滑な事業承継や早期の事業再生を阻害する要因となっている」など、様々な課題が存在していることも踏まえ、令和4年10月28日閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」においては、「個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を年内に取りまとめる」ことが盛り込まれた。

これを受けて、令和4年12月23日には、個人保証に依存しない融資慣行の確立に向け、経済産業省・金融庁・財務省の連名で「経営者保証改革プログラム」が公表された。その中に、「経営者保証に関するガイドライン」（以下「経保GL」という。）の要件（①法人・個人の資産分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性確保）を充たしていれば経保を解除する現在の取組を徹底。その上で、経保GLの要件のすべてを充足していない場合でも、経保の機能を代替する手法（保証料の上乗せ、流動資産担保）を用いることで、経保の解除を中小企業者が選択できる制度を創設。中小企業金融全体における経保に依存しない融資慣行の確立に道筋を付けるため、信用保証制度で一步前に出た取組みを行うと明記された。

令和5年8月30日には、中小企業の持続的成長を支援するべく、経済産業省・金融庁・財務省の連名で「挑戦する中小企業応援パッケージ」が公表された。その中で、経保改革の促進策として、保証料上乗せにより経保の提供を選択できる信用保証制度に対し、時限的な保証料負担の軽減を検討することが盛り込まれた。

さらに、令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「経保改革を促進するため、保証料上乗せにより経保の提供を不要とする信用保証制度を2023年度に前倒しして創設するとともに、3年間の時限的な保証料負担軽減策を講ずることによって、中小企業の積極的な事業展開を支援する。」ことが明記された。

これら政策の提言を実現するため、中小企業政策審議会金融小委員会（以下「金融小委員会」という。）における学識経験者等の委員による意見を踏まえながら、具体的な要件等の設定について検討が行われた。

こうした背景に基づき、令和6年3月15日施行予定の中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律、中小企業信用保険法施行令等の一部を改正する政令及び中小企業信用保険法施行規則（以下「施行規則」という。）の一部を改正する省令により関係法令を改正し、信用保証付き融資について中小企業者が一定の要件を備えている法人である場合には、経保を提供しないものとする規定等

を整備した。これら規定の整備を踏まえて、代替的手法により経保を不要とする取扱いを実施するため、「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」及び「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱」を制定するとともに、本照会回答事例集を制定した。

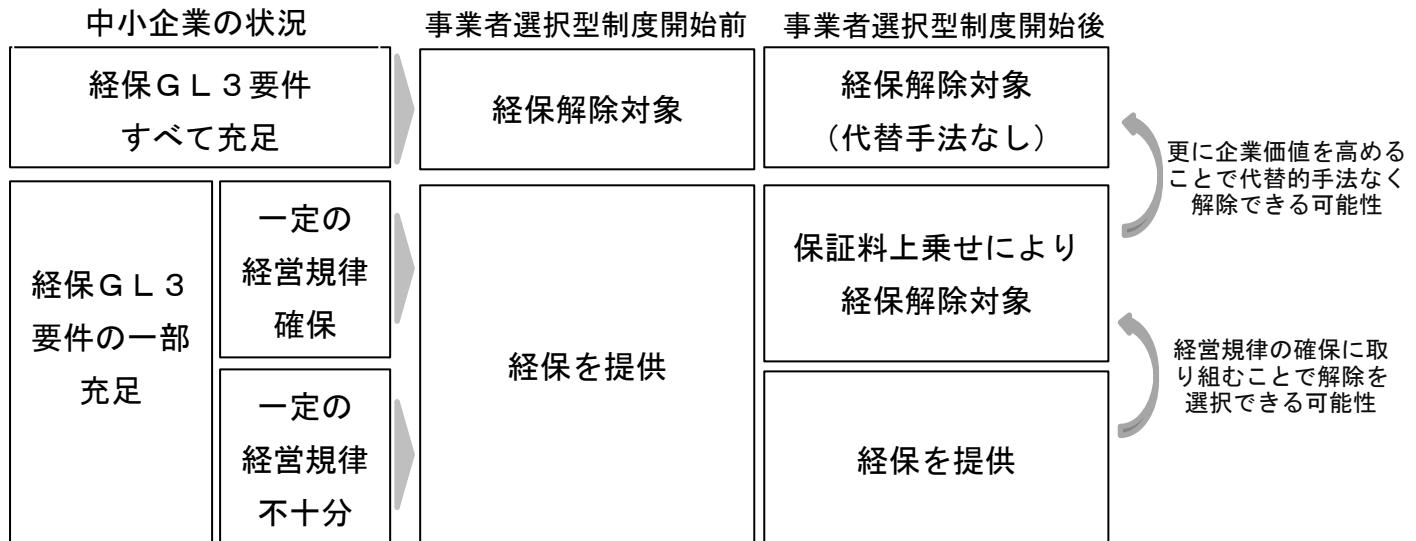
※ 以下、本照会回答事例集において、「事業者選択型経営者保証非提供制度」は「横断的制度」といい、「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」は「国補助制度」という。また、「横断的制度」及び「国補助制度」は、総称して「事業者選択型制度」という。

【横断的制度】【国補助制度】

問 1－2：事業者選択型制度はどのような制度設計であるのか。

答： 法人である中小企業者のうち経保GLの3要件（①法個分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性の確保）の一部を充足していない場合であっても、保証料の上乗せという代替手法により経保を解除することを企図したものである。

(イメージ)



【横断的制度】【国補助制度】

問 1－3：事業者選択型制度の概要はどのようなものか。

答：保険種別を横断的に適用する横断的制度と国による保証料補助を実施する国補助制度からなる。横断的制度は恒久措置であるが、国補助制度は制度が浸透するまでの3年間の时限措置として創設する。

事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）

※制度を問わず下記保険種別において横断的に適用される

※自治体制度にも適用される

無担保保険 限度額 8,000 万円

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（国補助制度）

※一般関係に係る保証及び経営安定関連特例（4号及び5号）に限定

※自治体制度でも創設可

公害防止保険 保証限度額 5,000 万円

エネルギー対策保険 保証限度額 2 億円

海外投資関係保険 保証限度額 2 億円

新事業開拓保険 保証限度額 2 億円

事業再生保険 保証限度額 2 億円

事業者選択型制度は平成30年4月より取扱いを開始した「経営者保証を不要とする取扱い」における【金融機関連携型】（以下「BK連携型」という。）、【財務要件型無保証人保証制度】（以下「財務型」という。）、【担保充足型】（以下「担保型」という。）及び【その他】（以下「3類型等」という。）によらず、経保の機能を代替する手法（保証料の上乗せ）を中小企業者が希望した場合で、一定の要件を満たす場合に経保を不要とする取扱いを行うことができる。

一定の要件とは、日頃から金融機関と良好な関係を構築し適時適切な情報開示等による経営の透明性の確保が図られていることの確認として、（1）保証申込日（以下「申込日」という。）以前2年間（法人設立日から起算して申込日までの期間が2年に満たない場合は、その期間）において、貸借対照表、損益計算書その他の財産、損益又は資金繰りの状況を示す書類（以下「決算書等」という。）を申込金融機関の求めに応じて提出していること。

法人と経営者との関係の明確な区分・分離の確認として、（2）申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その

他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。

財務基盤の強化の確認として、（3）①申込日の直前の決算において、債務超過でないこと、②申込日の直前2期の決算において、減価償却前経常利益が連續して赤字でないことを要件としている。

また、財務要件については（3）①及び②の両方満たす場合は保証料率を0.25%上乗せし、いずれかを満たす場合は0.45%上乗せした保証料率を適用する。

なお、法人設立から最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）の決算がない場合は、上記（1）、（2）及び（3）、設立事業年度の次の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない場合は、上記（3）の要件は除くこととし、保証料率は0.45%上乗せした保証料率を適用する。

事業者選択型制度利用後も継続して一定の経営規律の確保を促す観点から、期中に係る誓約として（4）中小企業者が申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること、及び申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないことについて継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。また、（5）信用保証料率の引上げ（保険料率の加算を伴うものに限る。）により中小企業者が経保を提供しないことを希望していることを要件としている。

【参考：3類型等の取扱い】

	取扱類型	経保の取扱い
①	金融機関との連携による場合 【BK連携型】	申込金融機関にて、経保を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高があり（又はプロパー融資を同時実行し）、財務要件（「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連續して赤字でないこと」）を充足している場合は、個別の保証制度を問わず経保を不要とすることができる。
②	一定の財務要件を備えた保証制度による対応の場合 【財務型】	各信用保証協会において、特定社債保証制度と同様の財務要件を設けた保証制度を「財務要件型無保証人保証制度要綱（例）」に基づき協会制度として創設し、同制度を利用する場合は、経保を不要とすることができる。
③	十分な保全が図られている場合 【担保型】	申込人又は代表者本人が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られる場合は、個別の保証制度を問わず経保を不要とすることができる。
④	その他	<p>①～③の取扱いのほか、信用保証協会が次のような事例において、上記①～③の創設趣旨や他の信用保証協会への影響、申込金融機関の支援姿勢等も踏まえて経保を不要とすることが適切かつ合理的であると認めた場合には、個別の事案において経保を不要とすることができる。</p> <p>＜事例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式取得等により親会社から来たサラリーマン社長が新代表者に就任し、旧代表者は経営から完全に撤退した上で、親会社の保証が得られる場合 ・経営改善を図るために、従業員や外部から招聘した経営者が代表者に就任した中小企業者で、【BK連携型】の財務要件には該当しないが、財務内容改善の見通しがあると申込金融機関及び信用保証協会が認識しており、申込金融機関でも経保を不要とし、かつ保全がないプロパー融資を行っている（又は同時実行する）場合 ・再生ステージにある中小企業者で、再生計画の履行にあたりプロの経営者（ターンアラウンドマネージャー）を新代表者として招聘した場合、等

【横断的制度】【国補助制度】

問 1－4：事業者選択型制度とBK連携型との違いは何か。

答：BK連携型との相違点は以下のとおり。

	事業者選択型制度の要件	BK連携型の要件
保証料	財務要件①②に該当する場合、所定料率+0.25% 財務要件①又は②に該当する場合、所定料率+0.45% 法人設立後から2事業年度の決算がない場合は所定料率+0.45%	所定料率
経営の透明性の確保	申込日以前2年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間）にわたり、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。	適時適切に財務情報等が提供されている。
法個人分離	<ul style="list-style-type: none"> ・申込日の直前の決算において、中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がないこと。 ・申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。 	①法人と経営者個人の資産・経理が明確に区分されている。 ②法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。
財務基盤の強化	①、②両方又はいずれかに該当する場合 ①申込日の直前の決算において債務超過でないこと。 ②申込日の直前2期の決算において減価償却前経常利益が連續して赤字でないこと。	①、②いずれも該当する場合 ①直近2期の決算期※において減価償却前経常利益が連續して赤字でない。 ②直近の決算期※において債務超過でない。 ※確認書記入日時点において申告書提出期限が到来している最新の決算

期中に係る 誓約	<p>①中小企業者が申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。</p> <p>②申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないことを継続的に充足すること。</p>	なし
-------------	--	----

【横断的制度】【国補助制度】

問1－5： 前問に関連して、既存の3類型等の経保を不要とする取扱いと比較して、事業者選択型制度はどのような中小企業者の利用が想定されるのか。

答： 事業者選択型制度は既存の3類型等に該当せず、保証料の上乗せという代替的手法により、一定の要件を満たす場合について経保を不要とすることを企図としたもの。

既存の3類型等については事業者選択型制度のように保証料の上乗せという代替的手法を伴わないことから、申込金融機関で要件が具備していると判断される場合には、既存の3類型等で検討されたい。

【横断的制度】【国補助制度】

問 1－6： 横断的制度と国補助制度の違いは何か。

答： 主な相違点は以下のとおり。

	横断的制度	国補助制度
対象となる保証	無担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び事業再生保険に係る保証	無担保保険に係る保証（一般保証、経営安定関連保証4号及び5号）
保証限度額	各制度要綱等の定めによる	一般保証で8,000万円 経営安定関連保証4号及び5号で8,000万円
保証料補助	各制度要綱等の定めによる	申込日に応じて0.05%～0.15%を国が補助する。 条件変更保証料は補助対象外。

【横断的制度】

問 1－7： 協会制度及び自治体制度は一律に横断的制度の対象となるのか。

答： 協会制度か自治体制度かを問わず、横断的制度は対象となる保険を付保する保証に一律に適用され得る。ただし、法令の定めるところにより経営者保証を徴求しないものとなるため本制度の対象とならない保証や、本制度によらず各保証の制度要綱等に基づき経営者保証を徴求しないこととする保証については、問1－10を参照。

【横断的制度】【国補助制度】

問 1－8： 事業者選択型制度の対象となる保証（保険）は何か。

答： 横断的制度は無担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び事業再生保険に係る保証が対象となる。よって、特定の保証制度に限らず、これらの保険を付保する保証制度において適用される。

国補助制度については無担保保険に係る保証に適用され、一般保証、経営安定関連保証4号及び5号が対象となる。

	横断的制度	国補助制度
対象となる保証（保険）	無担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び事業再生保険に係る保証	無担保保険に係る保証（一般保証、経営安定関連保証4号及び5号）

【横断的制度】

問 1－9： 横断的制度の対象となる保証（保険）について、特例保険を利用する場合も適用されるのか。

答： 適用される。

ただし、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第22条第6項に規定する特例経営力向上関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第19条第3項に規定する特例地域経済牽引事業関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第13条第3項に規定する経営承継準備関連保証（同法第12条第1項第1号ハに該当する場合）及び同法第13条第6項に規定する経営承継借換関連保証は対象外。（次問参照）

【横断的制度】

問 1－10： 横断的制度の対象とならない保証制度等は。

※令和7年3月14日改正

答： 次に掲げる保証等は横断的制度の対象とはならない。

【法令の定めるところにより経営者保証を徴求しないものとなるため、本制度の対象とならない保証】

- ①中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第22条第6項に規定する特例経営力向上関連保証
 - ②地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第19条第3項に規定する特例地域経済牽引事業関連保証
 - ③中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第13条第3項に規定する経営承継準備関連保証（同法第12条第1項第1号ハに該当する場合）
 - ④中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第13条第6項に規定する経営承継借換関連保証
- 【本制度によらず、各保証の制度要綱等に基づき経営者保証を徴求しない保証】※
- ⑤「経営者保証を不要とする取扱い」が適用される保証（金融機関連携型、財務型、担保型、その他）
 - ⑥事業承継特別保証制度
- ⑦事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度であって経営者保証免除対応を適用する場合 ※令和7年3月31日保証申込受付分をもって取扱終了
 - ⑧事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度であって経営者保証免除対応を適用する場合

- ⑨伴走支援型特別保証制度であって経営者保証免除対応を適用する場合
- ⑩スタートアップ創出促進保証制度
- ⑪プロパー融資借換特別保証制度
- ⑫経営者保証を徴求しない信用保証協会独自の保証制度及び自治体制度融資

※ ⑤から⑫までの保証によって経保を徴求しないものとする場合は、横断的制度に基づいて経保を提供しないことについての中小企業者の希望の確認等をするための書類である「事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書」（以下「確認書兼誓約書」という。）を信用保証協会に提出しない。

【横断的制度】【国補助制度】

問 1-11： 事業者選択型制度はいつから適用となるのか。

答： 令和6年3月15日保証申込受付分から適用される。

【横断的制度】【国補助制度】

問 1-12： 事業者選択型制度の対象となる者は法人に限られるか。

答： そのとおり。事業者選択型制度は、保険法第2条第1項に規定する会社、組合、その他の法人が対象となる（特例保険において特定の法人を対象外とする場合を除く。）。個人は対象とならない。

【横断的制度】【国補助制度】

問 1-13： 特別小口保険に係る保証は経保を徴求しないが、事業者選択型制度との関係はどうなるのか。

答： 特別小口保険は、中小企業者の中でも零細で物的及び人的担保の提供が困難な小規模企業者に対し、資金の融通の円滑化を政策目的として、担保（経保を含む）を提供させないものであること等を要件として設けられた保険である。

特別小口保険は、従前から経保を提供しないものであるため、事業者選択型制度の対象となる保険からは除かれている。

【横断的制度】【国補助制度】

問 1-14： 事業者選択型制度で経保を不要にする場合、法人保証及び第三者保証人等を含む一切の保証人を徴求してはならないということか。

答： そのとおり。

【横断的制度】【国補助制度】

問 1－15： 事業者選択型制度において、小口零細企業保証は対象となるのか。

答： 横断的制度は利用する各制度要綱の取扱いによるが、国補助制度は対象とならない。

【横断的制度】【国補助制度】

問 1－16： 横断的制度及び国補助制度の保証人の「徴求しない」の意味は「保証人を提供させることは不可能」という意味か。

答： そのとおり。期中における条件変更により提供されることも不可。誓約違反によりやむを得ず期中に経保を提供させる場合は、経保を提供させることができる制度による借換えを検討されたい。

2. 各論

(1) 経営者保証を不要とする要件等について

【横断的制度】【国補助制度】

問2－1：事業者選択型制度の利用対象者はどのような者か。

答：次の（1）から（5）までのいずれにも該当する法人である中小企業者。

ただし、設立事業年度の決算がない法人である中小企業者は次の（1）、（2）及び（3）、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は次の（3）の申込人資格要件は問わない。

（1）信用保証協会への申込日以前2年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年に満たない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。

（2）申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。

（3）次の両方又はいずれかを満たすこと。

①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと。

②申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連續して赤字でないこと。

（4）次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。

①申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。

②申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。

（5）中小企業者が信用保証料率の引上げ※により経保を提供しないことを希望していること。

※施行規則第4条の2第5号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限る。

なお、(3) ①、②の両方又はいずれかに該当する場合及び法人設立後2事業年度未満である場合の所定料率から上乗せされる保証料率は下表のとおり。

	直前決算期において債務超過でない。	直前決算期において債務超過である。
申込日の直前2期の決算のいずれかにおいて、減価償却前経常利益が赤字でないこと。	所定料率+0.25%	所定料率+0.45%
申込日の直前2期の決算のいずれにおいても、減価償却前経常利益が赤字であること。	所定料率+0.45%	(事業者選択型制度の対象外)
法人設立後2事業年度の決算が未了である場合	財務要件を問わず所定料率+0.45%	

【横断的制度】【国補助制度】

問2-2：申込金融機関が制度要綱2. 申込人資格要件(1)、(2)及び(3)を満たしていると判断したが、中小企業者が期中に係る誓約を行わない、あるいは信用保証料率の引上げを条件とした経保の非提供を希望しない場合には事業者選択型制度は適用されないということか。

答：そのとおり。

【横断的制度】【国補助制度】

問2-3：中小企業者が保証料の上乗せによる経保を不要とすることを選択していることの意思確認はどのように行うのか。

答：信用保証料の上乗せにより経保を提供しないこと等、制度要綱2. 申込資格要件(1)から(5)についての要件該当の有無を記載した確認書兼誓約書の提出により中小企業者の希望意思があったものと判断する。
上記の希望意思については、原則として申込金融機関が事業者に本制度に係る説明を行った上で、一義的には申込金融機関が確認を行うものとする。

なお、事業者選択型制度開始以降の経保に係る意思確認方法を整理すると以下の通り。

類型	確認方法
事業者選択型制度を希望	確認書兼誓約書を徴求し、保証協会に提出する。
事業者選択型制度以外の経保を不要とする制度等(※1)の利用を希望	他の経保不要制度の添付書類(exBK連携型の確認書)を徴求し、保証協会に提出する。この場合は確認書兼誓約書を徴求しない。
経保を提供することを希望	『「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明』(※2)で、金融機関が事業者に対し事業者選択型制度等の説明を行ったうえで、経保を提供することを確認し、確認欄にチェックしたうえで保証協会へ提出する。

(※1) 問1-10の「本制度によらず、各保証の制度要綱等に基づき経営者保証を徴求しない保証」

(※2) 令和6年1月30日に『「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明』を改定し、事業者選択型制度、経営者保証を不要とする取扱い及び経営者保証に関するガイドラインを網羅したものに改定したもの(問6-4参照)。

【横断的制度】【国補助制度】

問2-4：「申込日以前2年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年に満たない場合は、その期間）にわたり、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること」については、具体的にどのように要件が充足していると判断したらよいか。また、財務書類とはどのようなものを指すか。

答： 本照会回答事例集及び申込金融機関における考え方や内部ルール等に従い、判断されたい。

本要件は経保GL3要件のうち、財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性の確保に対応するものであり、決算書に加え、試算表や資金繰り表等法令上作成が必須でない書類も含まれる。

ただし、試算表や資金繰り表等については、申込金融機関が当該書類の提出が必要と判断し、中小企業者に提出を求めた際に提出できれば要件を充足しているとして差し支えない。なお、申込金融機関において法令上作成が必須でない書類の提出を求めるか否かは、中小企業者の事業規模、業種、業態、経営の状況などを踏まえて経営の透明性が確保されているかの観点から判断することになるため、法令上作成が必須でない書類の提出がないことも一律に要件が非充足となるものではない。

【横断的制度】【国補助制度】

問2－5：前問に関連して、申込日以前2年間はいつ迄を指すのか。また、申込金融機関の求めに応じて提出していることの考え方は。

答：申込日以前2年間とは申込日から遡ること2年前の応当日の翌日迄の間を指す。信頼性の高い情報を開示・説明することにより経営の透明性を確保することが目的であり、当該期間中に、申告期限が到来し確定した決算書を申込金融機関が求めた場合に提出していることが必要。

また、試算表、資金繰り表等についても同様に、申込金融機関が必要と判断し（当初より作成しているかを問わない）、提出を求めた場合に提出していることが必要。

なお、法人成りをしている場合は法人設立時からの業歴で判定を行うこととする。

【横断的制度】【国補助制度】

問2－6：前問に関連して申込金融機関は、新規取引でもよいか。

答：可能。例えば、申込時に過去分の決算書等をまとめて受領しても、申込金融機関が経営の透明性が確保できると判断できる場合は取扱い可能。

【横断的制度】【国補助制度】

問2－7：金融機関は決算書等の提出をどのように確認するのか。

答：現物又は電子媒体等での受領、交渉記録への記載等、金融機関における通常の融資業務において行っている確認で足り、確認方法は問わない。また、確認記録を証する書類について信用保証協会への提出は不要。

【横断的制度】【国補助制度】

問2－8：法人設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合も事業者選択型制度の対象となるのか。

答：対象となる。対象者の整理表は次頁のとおり。なお、整理表の○と記載された箇所は全ての項目を満たす必要がある。

【対象者整理表】

項目	内容	法人設立後の決算申告			
		2期以上	1期	なし	
経営の透明性の確保	①信用保証協会への申込日以前2年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。	○	○	○	○
法個分離	②申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。	○	○	○	○
財務基盤の強化	③申込日の直前の決算において債務超過でないこと。	○	○	×	
	④申込日の直前2期の決算において減価償却前経常利益が連續して赤字でないと。	○	×	○	
期中の誓約	⑤申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること、及び申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないことを遵守する旨誓約すること。	○	○	○	○
事業者の希望	⑥信用保証料率を引上げすることに同意のうえ、経保を提供しないことを希望していること。	○	○	○	○
信用保証料率の引上げ幅		0.25%	0.45%		

○：要件一致 ×：要件不一致 ／：確認不要

【横断的制度】【国補助制度】

問2-9：前問に関連して、法人設立日から2年未満の法人も対象にした理由は何か。

答： 経保に依存しない融資慣行の確立を加速させるため、中小企業者のライフステージを問わず、法人設立日から2年未満のスタートアップ企業等であっても可能な範囲で一定の要件を満たす場合に、経保を提供しないことを選択することとした。

【横断的制度】【国補助制度】

問2-10：創業者の経保不要とする保証制度としてスタートアップ創出促進保証制度があるが、事業者選択型制度との棲み分けはあるのか。

答：両制度共に創業時の経保を不要とする保証制度として利用可能であるが、当該法人における創業関連特例の空き枠があり、自己資金要件等を満たす場合には事業者負担の観点から保証料率の引上げ幅が低いスタートアップ創出促進保証制度を優先して検討されることを想定している。

なお、事業者選択型制度とスタートアップ創出促進保証制度の制度説明が金融機関により行われた上で、スタートアップ創出促進保証制度の利用が選択された場合は、事業者選択型制度に係る確認書兼誓約書は信用保証協会に提出しない。

【横断的制度】【国補助制度】

問2-11：「申込日の直前の決算において当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。」についてどのように判断するのか。

答：本照会回答事例集及び申込金融機関における考え方や内部ルール等に従い、判断されたい。社会通念上相当と認められる額を超えていないとの判断基準については問2-22参照。なお、保証協会から申込金融機関に対して判断理由を問い合わせする場合もあるので、その場合は判断した理由をお答えいただきたい。

【横断的制度】【国補助制度】

問2-12：「申込日の直前の決算」とは。

答：保証申込み時点における最新の確定した決算をいう。
確定した決算とは、株式会社の場合、株主総会において承認された決算をいうが、

実務上は税務申告をした決算書で差し支えない。

【横断的制度】【国補助制度】

問2-13：「法人から当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権」の代表者に準ずる者にはどのような者が含まれるのか。

答：申込日時点の「代表者」のほか、経保GLの適用対象となる次の①から④のような場合等であって、当該中小企業の意思決定に強い影響力を有するなど代表者と実質的に同一視できる者と金融機関及び信用保証協会が判断した場合は含まれる。

- ①実質的な経営権を有している者
- ②営業許可名義人
- ③経営者と共に事業に従事する当該経営者の配偶者
- ④経営者の健康上の理由のため保証人となる事業承継予定者等

【横断的制度】【国補助制度】

問2-14：前問に関連して、代表者に準ずる者を含める場合にその関係を確認するためのエビデンス書類（例：代表者の配偶者であることが分かる戸籍謄本）の確認は必要か。

答：不要。

【横断的制度】【国補助制度】

問2-15：代表者が複数いる場合はどのように確認するのか。

答：複数代表の場合についてはいずれの代表者も制度要綱2. 申込人資格要件（2）に該当していることが必要。

【横断的制度】【国補助制度】

問2-16：代表者を変更した場合に旧代表者の貸付金等が残っている場合の判断基準は。

答：基本的に旧代表者は確認の対象者に含まれないが、例えば、代表者交代後も実質的な経営権を有している者である場合等代表者に準ずる者として判断される場合は含めることができる。

【横断的制度】【国補助制度】

問2-17：「貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）」とは具体的にどの勘定科目が含まれるのか。

答：原則として、申込日の直前の決算における「貸付金」のほか、金融機関及び信用保証協会が実質的に貸付金と同一視できる金銭債権であると判断した場合は貸借対照表の資産の部におけるその他の金銭債権が含まれる。なお、その他の金銭債権は仮払金、未収入金など貸付金以外の金銭債権に係る勘定科目をいう。

【横断的制度】【国補助制度】

問2-18：「事業の実施に必要なもの」にはどのようなものがあるのか。

答：次のような事例においては「事業の実施に必要なもの」に該当すると判断して差し支えない。

(例)

- ・決算期末を跨いで仮払いした代表者宛ての交通費など通常の事業運営の中で発生した金銭債権
- ・事業承継時における贈与税支払資金や株式取得資金等に充当することを目的に行つた代表者宛て貸付金
- ・法人成りにおいて、資産の一部を法人に引き継がなかった（事業以外で個人として消費したものは除く。）こと等によって生じた代表者宛て貸付金

【横断的制度】【国補助制度】

問2-19：「少額のもの」については金額の目安はあるのか。

答：法人から代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金・その他の金銭債権が、総資産の1%以下又は100万円以下であることを最低限の目安としつつ、今後の解消の可能性も踏まえ、申込金融機関として総合的に判断する。

なお、上記目安を超えるケースにおいて、保証協会から申込金融機関に対して判断理由を問い合わせする場合もあるので、その場合は判断した理由をお答えいただきたい。

【横断的制度】【国補助制度】

問2-20：申込日の直前決算において要件は充足していないものの、試算表等で「法人から当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権」がない場合でも事業者選択型制度の対象となるのか。

答：申込日の直前決算において充足することを要件としていることから対象外となる。

【横断的制度】【国補助制度】

問2-21：申込日の直前決算において要件は充足しているものの、試算表等で「法人から当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権」がある場合でも事業者選択型制度の対象となるのか。

答：申込日の直前決算において充足することを要件としていることから対象となる。ただし、申込人資格要件（4）の期中に係る誓約との関係で、申込日を含む事業年度以降の決算において当該貸付金その他の金銭債権が解消等されることに疑義がある場合は、解消等の見込みについて中小企業者に確認することは妨げない。

【横断的制度】【国補助制度】

問2-22：「当該中小企業の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと」についての判断基準は何か。

答：役員報酬等については経保G Lにおいて税理士等の外部専門家の検証を踏まえ個別判断しており、一律の定量的な目安を示すことは困難であるため、事業規模・収益力・職務対価の妥当性・同業他社との比較、金融機関等から改善の求めがあった場合における対応状況等様々な観点から総合的に判断する。例えば、業績不振の中小企業者について、役員報酬等の金額が同業他社と比較して明らかに高額であり、かつ、職務対価としての妥当性が認められず、その支払いが収支や資金繰りを悪化させているといった事情がある場合には、これらの諸要素を考慮して「社会通念上相当と認められる額を超えている」と判断することが考えられる。

なお、保証協会から申込金融機関に対して判断理由を問い合わせする場合もあるので、その場合は判断した理由をお答えいただきたい。

※ 上記は事業者選択型制度における「社会通念上相当と認められる額を超えていないこと」に関する判断の具体例であって、上記の場合に必ず同様に判断することを求めるものではなく、また、経保G Lの解釈を示したものでもない。

【横断的制度】【国補助制度】

問2-23：「申込日の直前の決算において債務超過でないこと、又は申込日の直前2期の決算において減価償却前経常利益が連續して赤字でないこと」については、決算書上の表面財務で行うのか。

答：そのとおり。

【横断的制度】【国補助制度】

問2-24：「申込日の直前の決算において債務超過でないこと」の「債務超過でないこと」とは。

答：貸借対照表の純資産の合計が「0」ゼロ以上（「純資産の額 ≥ 0 」）であることをいう。

【横断的制度】【国補助制度】

問2-25：「申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連續して赤字でないこと」とは。

答：経常利益+減価償却費 ≥ 0 であり、直前2期のうちどちらか一方の当該数値が「0」（ゼロ）以上、又は直前2期いずれも当該数値が「0」（ゼロ）以上のことである。

【横断的制度】【国補助制度】

問2-26：申込日の直前決算期間が1年未満であった場合でも取扱いは可能か。

答：決算期変更等により直前決算の期間が1年未満の場合でも可能。ただし、決算書上の財務数値において要件充足が必要であることに変わりはない。

【横断的制度】【国補助制度】

問2-27：法人設立後2期目の決算が確定していない中小企業者の場合は、1期目の決算期において債務超過でないこと、かつ、減価償却前経常利益が赤字でない場合であっても保証料率の上乗せは0.45%となるのか。

答：そのとおり。申込日の直前2期の決算において充足することを要件としていることから、本問の場合は保証料率の上乗せは0.45%となる。

【横断的制度】【国補助制度】

問2-28： 法人成りの場合において個人の確定申告に基づき判定することはできるのか。

答： 不可。法人設立後の決算に基づき判定を行うことから、法人成りの場合においては、設立事業年度の決算がない法人と同様に取り扱う（問2-1参照）。

【横断的制度】【国補助制度】

問2-29： A社・B社が合併したが、合併後1期目の決算が申告書提出期限未到来の場合及び合併後2期目の決算が申告書提出期限未到来の場合の財務要件等の確認・判断はどのようにすればよいか。

答： 【1】A社・B社が合併後、1期目の決算が申告書提出期限未到来の場合
A社（存続会社）がB社（消滅会社）の権利・義務一切を承継する吸收合併の場合は、A社の直前2期の決算期の財務数値を確認書兼誓約書に記入のうえ【確認項目】①又は②のいずれかに該当していることの確認を行う。

新設合併でA社・B社いずれも消滅（新設会社はC社）する場合は、C社における法人設立後の決算申告がないものとして確認書兼誓約書の【確認項目】④に該当し、保証料率の上乗せは0.45%が適用される。

【2】A社・B社が合併後、2期目の決算が申告書提出期限未到来の場合

A社（存続会社）がB社（消滅会社）の権利・義務一切を承継する吸收合併の場合は、A社の直前2期の決算期の財務数値を確認書兼誓約書に記入のうえ【確認項目】①又は②のいずれかに該当していることの確認を行う。

新設合併でA社・B社いずれも消滅（新設会社はC社）する場合は、C社における法人設立後の決算申告が1期のみとして確認書兼誓約書の【確認項目】③に該当するかの確認を行い、保証料率の上乗せは0.45%が適用される。

【横断的制度】【国補助制度】

問2-30： A社が会社分割したことにより、一つの事業部門をB社に承継させた場合（又は一つの事業部門がC社として独立した場合）において、未だ会社分割後1期目の決算が申告書提出期限未到来の場合及び2期目の決算が申告書提出期限未到来の場合の財務要件等の確認・判断はどのようにすればよいか。

答： 【1】A社が事業の一部を会社分割しB社に承継させた後、1期目の決算が申告書

提出期限未到来の場合

A社（事業部門を分離させた会社）からの保証申込である場合は、A社の直前2期の決算期の財務数値を確認書兼誓約書に記入のうえ【確認項目】①又は②のいずれかに該当していることの確認を行う。

B社（事業部門を承継した会社）からの保証申込である場合は、B社の直前2期の決算期の財務数値を確認書兼誓約書に記入のうえ【確認項目】①又は②のいずれかに該当していることの確認を行う。

【2】A社が事業の一部を会社分割しB社に承継させた後、2期目の決算が申告書提出期限未到来の場合

A社（事業部門を分離させた会社）からの保証申込である場合は、A社の直前2期の決算期の財務数値を確認書兼誓約書に記入のうえ【確認項目】①又は②のいずれかに該当していることの確認を行う。

B社（事業部門を承継した会社）からの保証申込である場合は、B社の直前2期の決算期の財務数値を確認書兼誓約書のうえ【確認項目】①又は②のいずれかに該当していることの確認を行う。

【3】A社の事業の一つの事業部門がC社として独立した後、1期目又は2期目の決算が申告書提出期限未到来の場合

新設会社（C社）であり、1期目の決算が申告書提出期限未到来の場合は、法人設立後の決算申告がないものとして確認書兼誓約書の【確認項目】④に該当し、保証料率の上乗せは0.45%が適用される。また、2期目の決算が申告書提出期限未到来の場合は、法人設立後の決算申告が1期のみとして確認書兼誓約書の【確認項目】③に該当するかの確認をし、保証料率の上乗せは0.45%が適用される。

【横断的制度】【国補助制度】

問2-31：合併及び会社分割の場合、適時適切な情報開示及び法個分離の要件確認はどこまで行う必要があるのか。

答：保証申込みをした法人による確認が必要。例えば、A社が事業の一部を会社分割しB社に承継させた後、A社からの保証申込みであればA社のみ（B社は不要）となる。A社の事業の一つの事業部門がC社として独立した後、C社からの保証申込みであればC社のみ（A社は不要）となる。ただし、保証申込みが新設会社の場合で決算1期未到来の場合は情報開示及び法個分離の要件確認は不要。

【国補助制度】

問2-32： 国補助制度の保証料補助率は取扱期間により異なるのか。

答： そのとおり。国補助制度は、経営者保証改革推進の起爆剤とするため、取扱期間は創設3年目（令和9年3月31日）までの時限的措置とともに、補助率については、以下のとおり保証申込時期に応じて補助率を遞減させることで、早期の制度利用を促す設計とした。

対象となる期間（※）	補助率
制度開始1年目 令和6年3月15日～令和7年3月31日	0.15%
制度開始2年目 令和7年4月1日～令和8年3月31日	0.10%
制度開始3年目 令和8年4月1日～令和9年3月31日	0.05%

※保証申込受付日基準で適用

【国補助制度】

問2-33： 前問に関連して、保証申込みから保証承諾の期間が年度を跨ぐ場合に補助率はどうなるのか。

答： 保証申込受付日を基準として適用する補助率が決定する。

例えば、制度開始1年目にあたる令和7年3月に保証申込みをし、制度開始2年目にあたる令和7年4月に保証承諾となる場合は、保証申込受付日である令和7年3月を基準として0.15%の補助率となる。

また、令和9年3月31日に保証申込受付したものであれば、令和9年4月以降の保証承諾であっても0.05%の補助率となる。

【横断的制度】【国補助制度】

問2-34： 保証料率について、有担保保証に対する割引、会計参与設置会社に対する割引及びその他定性要因を加味した割引は対象となるのか。

答： 対象となる。ただし、国補助制度については無担保保険のみが対象となることから有担保保証に対する割引は対象とならない。

【横断的制度】【国補助制度】

問2-35： 連帯債務者は事業者選択型制度の対象となるのか。

答： 連帯債務者のそれぞれが法人である場合は対象となる。その場合、両者ともに制度

要綱2. 申込人資格要件を充足することを要する。

【横断的制度】【国補助制度】

問2-36：申込方法を金融機関経由に限定した理由は何か。

答：国補助制度は申込金融機関が中小企業者に対して保証申込み時の申込人資格要件である一定の要件については金融機関により判断基準が異なること、また、融資実行後においては遵守する旨の誓約をさせ、金融機関の責務としてその誓約状況が遵守されているかの確認が求められることから、申込方法を金融機関経由に限定したものである。

横断的制度についても基本的には上記同様に金融機関経由を想定しているが、例えば、既存制度で申込方法をあっ旋に限定しているものであっても、各信用保証協会の運用により保証承諾までに金融機関での確認が取れる場合においては排除しないことから、原則として、金融機関経由保証に限ることとした。

【横断的制度】【国補助制度】

問2-37：保証人の取扱いについて、保証人（本制度に係る貸付について金融機関が徴求する保証人を含む。）は徴求しないとあるが、金融機関において、例えば包括根保証（銀行取引約定書に基づく保証）や極度額を設定した限定根保証契約等がある場合にも、その保証の効力が本制度に係る貸付に及ばないようにする必要があるか。

答：その必要がある。

【横断的制度】【国補助制度】

問2-38：代位弁済請求時に金融機関が保証人を徴求している（包括根保証等によりその保証の効力が本制度に係る貸付に及ぶ場合を含む。）ことが判明した場合の対応は。

答：保証人の「解除」あるいは特約により被保証債権の範囲を変更する等により、その保証の効力が本制度に係る貸付に及ばないようにした後、代位弁済請求を行う。

(2) 対象となる保証について

【横断的制度】

問3－1： 横断的制度の対象となる保証は何か。

答： 保険法第3条の2及び第3条の5から第3条の9までに規定する無担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び事業再生保険に係る保証に限る。

なお、特別小口保険、流動資産担保保険、特定社債保険及び特定支払契約保険に係る保証については、個人保証人を徴求しない保証であることから横断的制度は対象外。

また、保険特例については問1－9に記載の対象外となる一部の特例を除き横断的制度の対象となる。

【横断的制度】【国補助制度】

問3－2： 普通保険に係る保証は対象とならないのか。

答： 事業者選択型制度は無担保保険等に係る保証を対象としたものであり、普通保険に係る保証は対象外。

【横断的制度】【国補助制度】

問3－3： 前問に関連して、事業者選択型制度で有担保の取り扱いは可能か。

答： 無担保保険に係る保証については対象外。担保を徴求する場合は、3類型等の普通保険に係る保証により検討されたい。

また、横断的制度は公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び事業再生保険については、申込人以外の者から担保を提供させる場合は担保物件の所有者は物上保証人として扱う。

【横断的制度】【国補助制度】

問3－4： 前問に関連して、申込金融機関は無担保保険等に係る保証の利用状況をどのように確認するのか。

答： 個別に信用保証協会に無担保保険等に係る保証の利用残高等照会のうえ確認されたい。

【横断的制度】【国補助制度】

問3－5：無担保保険の空き枠が2,000万円の中小企業者に対し、3,000万円の保証承諾を行う場合、3,000万円のうち1,000万円が事業者選択型制度の対象とならないのか。

答：そのとおり。この場合において、2,000万円と1,000万円に分割し2,000万円部分のみ事業者選択型制度の対象とすることは可能。なお、3類型等に該当する場合で普通保険に空き枠があり利用する場合は3,000万円でも検討は可能。

【横断的制度】【国補助制度】

問3－6：既存の経保を提供している保証付き借入を事業者選択型制度で借換えることは可能か。

答：可能。

【横断的制度】【国補助制度】

問3－7：他の保証制度を利用して、期中に事業者選択型制度により条件変更で経保を解除することは可能か。

答：不可。

(3) 期中に係る誓約について

【横断的制度】【国補助制度】

問4－1：期中に係る誓約を行う理由は何か。

答：一定の経営規律の確保を促す観点から中小企業者に対して融資実行後も申込人資格要件としている以下の（1）及び（2）について継続的に充足することを誓約してもらい、誓約違反時には改めて今後の対応について協議できることとした。

なお、以下の（1）については制度要綱2. 申込人資格要件（1）に対応し、充足していることの確認については問2－4から問2－7と同様であり、以下の（2）については制度要綱2. 申込人資格要件（2）に対応し、充足していることの確認については問2－11から問2－22と同様の考え方である。

- （1）申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
- （2）申込日を含む事業年度以降の決算において当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。

【横断的制度】【国補助制度】

問4－2：誓約違反が発生した場合に金融機関は経保を必ず求める必要があるのか。また、どのように対応を行えばよいか。

答：経営者の保証参加を求めるることは制度上必須ではない。誓約違反の事実が判明したら速やかに申込金融機関が中小企業者に対して発生原因や欠くこととなった要件の程度を確認し、解消に向けて適時・適切な助言を行う。その上で、解消が見込まれず、解消に向けた中小企業者の意欲に懸念がある場合は申込金融機関と中小企業者で今後の対応についての協議を行う。

誓約違反が発生したことについて信用保証協会への報告義務まで求めないが、必要に応じ、信用保証協会に報告することは差し支えない。なお、金融機関が信用保証協会に報告が必要と判断した場合については、誓約違反の経緯、解消見込み、中小企業者との交渉内容等を報告したうえで個別案件毎に対応を協議し、経保を徴求することの要否について判断する。

【横断的制度】【国補助制度】

問 4－3： 誓約違反に対して金融機関へのペナルティーはあるのか。

答： 特段ペナルティーはないが、信用保証協会は必要に応じて金融機関に説明を求めることができる。

【横断的制度】【国補助制度】

問 4－4： 金融機関と中小企業者で協議の結果、経保を提供することとなった場合の対応は。

答： 借換えによる新規融資で経保を徴求のうえ対応されたい。この場合、例えば、無担保保険を利用中の事業者選択型制度の保証口について誓約違反により借換えを行う場合は、経保を提供した上で保証料の上乗せのない所定料率により新たな保証口で無担保保険の空き枠があれば無担保保険を付すことは可能。

【横断的制度】【国補助制度】

問 4－5： 金融機関と中小企業者で協議の結果、金融機関が経保の提供が必要と判断したが、幾度となく経保の提供を依頼しても提供を受けられない場合の対応は。

答： 問 4－3 のとおり提供を受けられなかつことによる特段のペナルティーはないが、信用保証協会は誓約違反が解消されず、経保の提供がなされないまま代位弁済請求となった場合は説明を求めることができる。また、金融機関は信用保証協会から説明を求められた場合に交渉の経過等の説明ができるように記録しておくことが望ましい。

【横断的制度】【国補助制度】

問 4－6： 事業者選択型制度の保証承諾以降に代表者が交代し、誓約違反が発生した場合は、経保を提供するのは新旧代表者のどちらになるのか。

答： 経保を提供する場合は問 4－4 のとおり新規融資によることから、原則として、新代表者を保証人徴求のうえ対応されたい。

【横断的制度】【国補助制度】

問 4－7 : 誓約違反となった場合にいつまで事業者選択型制度の利用はできないのか。

答： 誓約違反となった事由が解消されており、今後は違反しない旨、新たな保証申込みにおける確認書兼誓約書で確認できる場合は取扱い可能。

例えば、貸付金等が期中で解消されている場合であっても申込日の直前の決算において貸付金等がないことが確認できなければ利用は不可。財務書類等の提出については誓約違反後の2年間の確認期間が必須であるが、当該期間において申込金融機関の求めに応じて提出がなされ、経営の透明性の確保が図れないと判断できる場合には取扱い可能。なお、誓約違反が発生したと金融機関が認識した日から2年間の確認期間を満たしたかは申込金融機関の判断で差し支えない。

【横断的制度】【国補助制度】

問 4－8 : 融資実行後、期中で代表者が交代した場合に確認書兼誓約書を再徴求する必要があるか。

答： 不要。なお、引き続き本制度を利用するのであれば、交替した新しい代表者を保証人として徴求することは不可。

3. 制度所定様式

【横断的制度】【国補助制度】

事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書

【横断的制度】【国補助制度】

問5－1： 確認書兼誓約書に有効期間はあるか。

答： 有効期間はないが、記載日から概ね1か月以内の信用保証協会の保証申込受付を目的に取り扱われたい。

【横断的制度】【国補助制度】

問5－2： 確認書兼誓約書は原本が必要か。

答： 写しで差し支えない。

【横断的制度】【国補助制度】

問5－3： 確認書兼誓約書は保証申込みの都度必要か。

答： 必要。ただし、同一金融機関で同時に複数の保証申込みを行う場合は1枚で足りる。

【横断的制度】【国補助制度】

問5－4： 確認書兼誓約書に中小企業者及び金融機関確認者の押印は必要か。

答： 不要。

【横断的制度】【国補助制度】

問5－5： 前問に関連して、「確認状況記載欄」への記載は必須か。

答： 申込人記載欄に申込中小企業者の押印がない場合（原則的なケース）には記載が必須だが、押印がある場合（例外的なケース）には不要であり記載の有無は問わない。その場合であっても、日付、金融機関本・支店名、代表者の記載は必要。

【横断的制度】【国補助制度】

問5－6： 金額の記入単位は。

答： 円単位で記入する。

【横断的制度】【国補助制度】

問5－7：保証申込み中に新しい決算が確定した場合は同決算に基づき確認書兼誓約書の差し替えは必要か。

答：必要。

4. その他

【横断的制度】【国補助制度】

問 6－1： 信用保証依頼書の保証制度（略称）はどのように記載するのか。

答： 以下の通り記載することとする。

横断的制度	利用する保証制度名（横断的制度）
国補助制度	事業者選択型（国補助制度）

なお、横断的制度の利用する保証制度名とは当該利用する保証制度の名称のことを行う。

【国補助制度】

問 6－2： 信用保証書の制度欄にはどのように表示されるのか。

答： 制度欄の表示は、「国補助選択型」となる。なお、自治体制度については、各信用保証協会で定める表示となる。

【横断的制度】【国補助制度】

問 6－3： 経保を徴求しない事業者選択型制度であっても個人情報の取扱いに関する同意書が必要か。

答： 必要。ただし、包括同意書を徴求している場合は不要。

【横断的制度】【国補助制度】

問 6－4： 『「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明』を改正した理由は何か。

答： 平成26年2月1日保証申込受付分より、「経保GL」や【BK連携型】等、経保不要とする説明書を申込書に同封しているが、事業者選択型制度の取扱開始に伴い、更なる経保に依存しない融資慣行に向けた取組みを促進し、また、事業者選択型制度が中小企業者の希望に基づくものであることから、説明漏れのないよう改正を行った。

事業者選択型制度の申込方法は原則として、金融機関経由に限定しており、信用保証協会が直接説明することが困難であること、保証付き融資は金融機関の融資と信用保証協会の保証が一体となっているものであることから、従来通り説明書を金融機関に配布し、中小企業者に説明してもらうことにより対応する。

【横断的制度】【国補助制度】

問 6－5： 国補助制度に係る貸付のリスク・ウェイトはどうなるのか。

答： 信用保証協会の責任負担 100%を前提とした保証であって、その保証についてほぼ全額政府の財政措置によるバックアップが講じられているものに係る貸付については、特例的にリスク・ウェイトが 0%とされている（「自己資本比率規制に関する Q & A」（金融庁）第74条－Q1）。

国補助制度では、以下の保証に係る貸付がリスク・ウェイト 0%の対象となる。

① 4号

② 求償権消滅保証

横断的制度については、100%保証であって、今般、新たに連合会損失補償の対象となったものについてもリスク・ウェイト 0%の対象となる。

5. 制度所定様式集

事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書

(令和6年1月18日制定)

○○信用保証協会 御中
申込金融機関 御中

令和 年 月 日

「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書

住 所

(申込人) 法人名

代表者名

〔事業者の選択〕

当社は、信用保証協会に保証の委託の申込みをするにあたり、保証料を上乗せすることに同意のうえ、保証人の保証を提供しないことを希望します。

なお、保証人の保証を提供しないことにより、各保証制度要綱等に定める保証料率に比べ、下記【確認項目】①に該当する場合は0.25%上乗せ(※)、②、③及び④に該当する場合は0.45%上乗せ(※)となることに同意します。

また、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用した信用保証付き融資の諾否については、金融機関及び信用保証協会の審査により決定されることを理解しています。

※中小企業信用保険法施行規則第4条の2第5号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限られます。

〔誓約事項〕

当社は、次に掲げる内容を誓約します。

1. 保証の委託の申込みをした日（以下「申込日」という。）以降においても、次の（1）及び（2）を遵守します。
 - (1) 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
 - (2) 申込日を含む事業年度以降の決算において、当社の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。
2. 上記1.の要件に違反した際には、直ちに申込金融機関にその事実を報告し、是正に向けた今後の対応について、金融機関等と協議します。協議の結果、保証人の保証を提供することとなった場合、必要な手続きに異議無く協力します。
3. 保証料補助（注）の要件を欠く場合、当社が補助相当額を負担します。

（注）「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」を利用する場合は、上乗せとなる保証料率に対して国から申込日に応じて0.05%から0.15%（※）が補助されます。ただし、条件変更により追加で保証料が発生する場合は、当該発生部分は全額お客様のご負担となります。

※令和6年3月15日から令和7年3月31日までは0.15%、令和7年4月1日から令和8年3月31日までは0.10%、令和8年4月1日から令和9年3月31日までは0.05%となります。

（裏面に続く）

【確認項目】

次のいずれかに該当する（該当する場合は確認欄に○をつけて下さい。）

確認	資格要件	保証料率 上乗せ
①	【要件1】【要件2】及び【要件3】(1)、(2)の全ての項目を満たす。	0.25%
②	【要件1】及び【要件2】並びに【要件3】(1)又は(2)のいずれかを満たす。	0.45%
③	法人設立後申告期限が到来している決算が1期のみで、【要件1】及び【要件2】を満たす。	0.45%
④	法人設立後申告期限が到来している決算がない。	0.45%

【要件確認】

上記①、②又は③の資格要件に該当する場合、以下の該当する要件確認欄に○をつけてください。

なお、②については【要件3】(1)及び(2)の数値を入力のうえ、いずれかに該当することを確認し、該当する場合は○を、該当しない場合は×をつけてください。また、④は確認項目のチェックのみで、要件確認欄への記入は不要です。

要件確認欄				項目
①	②	③	④	
			【要件1】	申込日以前過去2年間（法人設立日から起算して申込日までの期間が2年に満たない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
			【要件2】	申込日の直前の決算において、当社の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当社の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当社の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。
			【要件3】 (1)	申込日の直前の決算において純資産の額がゼロ以上であること。 直前決算期：令和〇年〇月期 純資産額（ ）円
			【要件3】 (2)	申込日の直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと。 直前決算期：令和〇年〇月期 経常利益（ ）円 + 減価償却費（ ）円 = 減価償却前経常利益（ ）円 直前決算前期：令和〇年〇月期 経常利益（ ）円 + 減価償却費（ ）円 = 減価償却前経常利益（ ）円

◎記入上の留意点

- ・直前の決算とは申込日時点における最新の確定した決算になります。ただし、申込日から保証承諾日迄の間に新たな決算が確定した場合は同決算に基づく要件確認が必要になります。
- ・各勘定科目的数値については、決算書上の財務数値をそのままご記入ください。なお、減価償却費には、ソフトウェア償却や長期前払費用償却等、無形固定資産の償却費も含まれます。

【確認状況記載欄】

上記【事業者の選択】及び【誓約事項】について、申込人の意思に基づくものであることを次のとおり確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法（該当する番号にチェック）	金融機関確認者
令和 年 月 日	時 分	<input type="checkbox"/> 1. 電話 <input type="checkbox"/> 2. 対面面談 <input type="checkbox"/> 3. オンライン面談 <input type="checkbox"/> 4. その他（ ）	

申込金融機関として、上記全てを確認しています。

令和〇年〇月〇日

金融機関本・支店名

代表者名